(九)　国立国際医療研究センターの解散の登記の嘱託等に関し必要な事項を定めることとした。（附則第一一条関係）

(一〇)　機構に無償で使用させることができる国立国際医療研究センターに属する者の住居の用に供されている国有財産に関し必要な事項を定めることとした。（附則第一二条第一項関係）

(一一)　権利及び義務の承継並びに国有財産の無償使用の手続に関し、必要な経過措置について定めることとした。（附則第三条第二項、第七条第四項及び第五項、第九条第三項並びに第一二条第二項関係）

(一二)　(一)から(一一)までのほか、機構の成立前に国立国際医療研究センター若しくは国立感染症研究所がした行為又はこれらの機関に対して行われた行為の取扱い等、国立健康危機管理研究機構法（以下「機構法」という。）の施行に伴う所要の経過措置について定めることとした。（附則第一三条～第二二条関係）

(一三)　厚生労働省組織令及び厚生労働省国立研究開発法人審議会令について所要の改正を行うこととした。（附則第二三条及び第二四条関係）

(一四)　この政令は、機構法の施行の日（令和七年四月一日）から施行することとした。ただし、(四)及び(二)の規定は、公布の日から施行することとした。

政　令

生活保護法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年八月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十五号

生活保護法施行令の一部を改正する政令

内閣は、生活困窮者自立支援法等の一部を改正する法律（令和六年法律第二十一号）の一部の施行に伴い、及び生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第七十五条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

生活保護法施行令（昭和二十五年政令第百四十八号）の一部を次のように改正する。

第十条第一項中「第四号を」を「第四号並びに第二項を」に、「都道府県又は」を「都道府県の負担又は」に、「第八号」を「第九号」に、「及び法」を「、法」に、「に係る」を「及び法第五十五条の十第一項に規定する子どもの進路選択支援事業（同号において「子どもの進路選択支援事業」という。）に係る」に改め、同条第三項各号列記以外の部分中「に限る。）」の下に「又は第二項」を、「負担」の下に「又は補助」を加え、同項第一号中「及び被保護者健康管理支援事業」を「、被保護者健康管理支援事業及び子どもの進路選択支援事業」に改め、同項第二号中「第六号」を「第六号及び第七号」に改める。

附　則

この政令は、令和六年十月一日から施行する。

厚生労働大臣　武見　敬三
内閣総理大臣　岸田　文雄

国立健康危機管理研究機構法施行令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和六年八月二十日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第二百六十六号

国立健康危機管理研究機構法施行令

内閣は、国立健康危機管理研究機構法（令和五年法律第四十六号）第十三条ただし書、第二十三条第一項第十三号、第二十七条第四項、第三十五条第三項並びに第三十六条第四項、第五項及び第十項、同法第四十三条において準用する独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三号）第四十六条の二第五項、国立健康危機管理研究機構法第四十六条並びに附則第六条、第十二条第一項、第二項及び第四項、第十四条、第十五条並びに第十六条第三項、同条第九項においてなおその効力を有するものとされた国立健康危機管理研究機構法の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（令和五年法律第四十七